

## 誰もが安心して生活できるように

毎月開催する定例会では、行政や社会福祉協議会、委員同士との情報交換を行ったり、知識向上のための研修会などを実施したりして、多くの仲間と協力しながら活動に取り組めるようにしています。

民生委員・児童委員は、地域で困り事を抱えた住民が必要な支援を受けられるように、専門機関への「つなぎ役」としての役割を担っています。しかし、課題を直接解決する専門的な知識や資格は必要ありません。同じ地域で生活する住民の一員として、相談に応じられる力が大切になります。

そしてもう一つ大切なことは、相談に応じることで、情報を見聞きする立場になることを意識し、その情報を守ることです。そのため、民生委員・児童委員には守秘義務が課せられています。こうした活動を通じて地域で生活する誰もが安心して生活できるような町にしていきたいですね。



民生委員児童委員協議会  
会長 内田 雅行さん(57区)

Interview



↑おうち祭り(パレード)や町民体育祭(抽選競争)に毎年参加。民生委員児童委員協議会の存在をアピール

皆さんは「民生委員・児童委員」を存じますか。その数は、全国で約23万人。本町では52人の民生委員・児童委員(うち3人は主任児童委員)が地域の身近な相談相手として、さまざまな問題解決に向けて、熱心に取り組んでいます。

「初めての子育てで不安がいっぱいだけど、頼れる人が身近にいない」「子どものことで心配事がある」「高齢になり、一人で暮らすのが心細い」「一人暮らしが不安」……。少子高齢化や核家族化の進展とともに、人と人とのつながりが薄れつつある現代社会。その中で、地域の「SOS」は埋もれがちです。

**担** 当している地域に埋もれている悩み事や問題を見つけて出し、解決に向けて手助けをします。誰に相談してよいか分からないことを住民の立場に立って相談を受けます。

今月号では、そんな地域の声に耳を傾け、地域福祉の担い手として奔走する民生委員・児童委員を紹介します。

## 民生委員児童委員協議会 見守る 支える つなぐ

[Close Up]

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣により委嘱された特別職の地方公務員(非常勤)であり、ボランティアで活動しています。主な活動は「見守り」で、その対象は幅広く、子どもから高齢者まで。15年にわたり、委員を続けてきた寺田さんにお話を伺いました。



↑日本赤十字社の職員を講師に、災害時の健康生活支援を学ぶ

**活動の場は家の外 家族の理解と協力は不可欠**

民生委員・児童委員の活動を忙しと感じることもありません。外に出て活動することが多いので、家族の理解と協力が必要です。そのため、家庭内のコミュニケーションはしっかりと取ることを心掛けています。

また、地域の行事に参加したり、見守り活動を行ったりして、発見しづらい問題や悩みの声を拾い上げ、問題解決への糸口を探ります。

**分からないまま引き受けた でも「なって良かった」**

民生委員・児童委員の依頼を受けたとき、私は民生委員・児童委員というものがどういうものなのかよく分からないまま引き受けました。民生委員・児童委員はボランティアの活動ですが、高齢者や子どもの笑顔、それにその周囲の人たちからたくさん喜びをもらっています。

このような経験は交友関係も含めて自分の視野や世界を広げることができると、民生委員・児童委員になったばかりのときには分からなかった「やりがい」を感じ、今は「なって良かったな」と思っています。

## 今や、なくてはならない存在

小林 峯吉さん(新中野33区)

18年前に妻が亡くなってから一人暮らしが続いています。簡単な炊事洗濯など自分でできることはやっていますが、足が弱い私にとっては不自由を感じることも少なくありません。そんなとき、民生委員・児童委員がそばにいてくれるだけで安心です。私は、町内に身内が少ないので、気軽に相談できる存在はとてありがたいです。「顔を見るだけで安心できる」——そんな気持ちにさせてくれますから、なくてはならない存在です。



Interview



↑精神疾患のある人への接し方を学ぶ研修会。少人数のグループに分かれて体験

「よく分からない」からのスタートでも今では「やりがい」を感じているの



民生委員・児童委員  
寺田 都代子さん(新中野33区)

主任児童委員は、

町内に3人いて、各行政区の民生委員・児童委員と協力して児童福祉に関する機関との連絡・調整を行っています。子どもたちの異変に気付いたら相談してください。子どもたちがすくすく育つ地域になるように活動していきます。

主任児童委員  
小島 節子さん (前谷東原・2区)

児童に関する関係会議に出席し、さまざまな情報を得ることに努めています。それらの情報を整理し、学校をはじめさまざまな教育や福祉の機関と連携しながら、問題を解決へとつなげていきます。

民生委員・児童委員  
内堀 法子さん (谷中蛭沼・11区)

いろいろな状況を見極めて判断するちょっとしたおせっかいも大切だと思います。民生委員・児童委員が地域で暮らす人にとって少しでも頼れる存在になればいいなと。

民生委員・児童委員  
田部井 正則さん (新中野・33区)

民生委員・児童委員としてできることは些細なことかもしれませんが、それでも普段の何気ない会話の積み重ねが、いざというときに支え合う絆づくりには大切なことではないかと思っています。



↑福祉センター寿荘で開催されている、みちくさの広場でも活躍(写真提供:福祉センター)

民生委員・児童委員  
森戸 由美子さん (西ノ根宮内中島・24区)

どんなに大変な問題でも、相談していただければ解決の糸口はつかめます。大切なのは、誰かの手を必要としているのに相談できないでいる人を見つけて、解決のためのサービスに結びつけていくことです。



↑町防災訓練で炊き出しを行い、来場者におにぎりを振る舞います

民生委員・児童委員  
山崎 洋子さん (前原・4区)

私たちの役目は問題を直接解決することではなく、適切に関係機関につなぐこと。それには、どこに相談すればよいかを判断できる「引き出し」をたくさん持っている必要があります。日々勉強です。

# 心配事や悩み事を一人で抱えていませんか？

民生委員・児童委員は、誰もが安心して暮らせる地域づくりのための相談相手です。高齢者や障がいのある人の福祉に関することや子育ての悩みなどの相談を、常に皆さんの立場で受け付けています。また、地域の課題や悩み事を解決するために、行政への働きかけ、専門機関の紹介や連絡などを行っています。



↑邑多福まつりに参加して、民生委員・児童委員の活動をPR

## 「民生委員・児童委員って、なあに？」を、もう少し

### 公的サービスだけでないチカラ

役場健康福祉課 課長 橋本 恵子さん



Interview

行政がカバーできない活動に取り組む民生委員・児童委員。その一つ一つが地域福祉の向上につながっています。また、住民と行政のつなぎ役として、悩みを抱えている人のチカラとなっています。これからも連携を深め、より良いまちづくりに努めていきます。

### 極めて重要な住民の身近な相談者

町社会福祉協議会 事務局長 堀井 雅明さん



Interview

民生委員・児童委員は、住民の生活問題に答える身近な相談者であることから、地域や社協にとっては極めて重要な存在です。複雑・多様化する住民の生活課題対応のため、より深い知識と技術を身に付け、行政や社協と連携して活躍いただけることを期待します。

邑楽町では、行政区から候補者の推薦をしていただき、町や県の審査を経て、厚生労働大臣から委嘱されます。

任期は「1期3年」

民生委員・児童委員の任期は「1期3年」です。1期ごとに改選し、委嘱されます。平成31年は改選の年です。12月には新たな民生委員・児童委員が委嘱され、活動が始まります。

どう選ばれるの？

邑楽町では、行政区から候補者の推薦をしていただき、町や県の審査を経て、厚生労働大臣から委嘱されます。

最も重要な役目「つなぎ役」

民生委員・児童委員は、地域住民のよき相談相手となり、問題が生じた場合に適切な機関に橋渡しをする「つなぎ役」として、解決を図っていきます。報酬は無く、活動で必要な経費のみが支給されます。

民生委員は児童委員を兼務

民生委員は「児童委員」を兼ねています。そのため「民生委員・児童委員」と呼ばれています。また、「主任児童委員」は児童委員活動を専門的に担うために、平成6年に誕生しました。

# 相談してください こんなとき

地域の方が相談してくれたとき、声を掛けてくれたとき、「自分も必要とされているんだなあ」と実感でき、やりがいを感じます。



## 笑顔あふれる福祉の町 縁の下のチカラ持ち

昔は、隣り近所との付き合いが濃く、何か困り事があれば近所同士である程度の問題が解決できました。しかし、近所付き合いも減り、人と人のつながりが薄くなった今では、些細な問題が解決されずに、いつしか取り返しのつかない問題へと発展してしまうケースがあります。

## 笑顔の輪を広げよう

民生委員・児童委員は、このような事態を防ぐために、地域で起こる問題の早期発見・解決に努めています。民生委員・児童委員の自主的な活動が、陰で私たちの生活を支えています。

町内各地区をそれぞれ担当する民生委員・児童委員は、あなたのすぐそばにいます。何かあればいつでも民生委員・児童委員を頼ってください。民生委員・児童委員は、このまちに笑顔の輪を広げるために活動しています。

民生委員・児童委員は、皆さんの立場に立って相談に乗り、悩みや心配事の解決に向けたお手伝いをします。お住いの行政区の担当委員に気軽に相談してください。担当委員が分からない場合は、お問い合わせください。

問合せ先 ▶ 役場健康福祉課 ☎47-5024

